

江東区役所本庁舎 水曜延長窓口・日曜窓口・臨時窓口 取扱業務一覧
(○が取り扱い可、×は取り扱い不可)

担当部署 電話番号 窓口番号	本庁舎の取扱業務 ※詳しくは、各担当部署へご確認ください	水曜 延長 窓口	日曜 窓口	臨時 窓口
区民課戸籍係 03-3647-3163 本庁舎 2階1番	○戸籍の届出 ※受領扱いとなる場合がございます。届出に関する住民票への登録や証明書類が発行されない場合があります。	○	○	×
区民課住民記録係 03-3647-3162 本庁舎 2階3番	○住民異動の届出 ○印鑑登録の申請 ○特別永住者証明書の申請交付 ○マイナンバーカード等に関する手続き(申請・交付を除く) ※他の区市町村や関係機関に確認や通信が必要な届出についてはお取り扱いできません。 ※午後7時以降はマイナンバーカード等の管理システムに制限がかかるため、カードに関するお取り扱いができない場合があります。 ※マイナンバーカード等を使った特例転入については、内容によりお取り扱いできない場合があります。 その他、お取り扱いできない届出もありますので、事前にご確認ください。 <お取り扱いできない届出例> ・国外からの転入の届出(日本人・外国人ともに) ・外国人住民の方で中長期在留資格を取得した手続き(法30条の47届出)等	○	○	○
区民課証明係 03-3647-3164 本庁舎 2階4番	○住民票の写しの発行(広域交付を除く) *水曜延長窓口及び日曜窓口、臨時窓口では、マイナンバー入りの住民票が発行できない場合があります。 ○戸籍全部事項証明書(謄本)の発行(広域交付を除く) ○個人事項証明書(抄本)の発行 *除籍謄本(抄本)・改製原戸籍謄本(抄本)は発行できない場合があります。 ○戸籍附票の写しの発行 ○印鑑登録証明書の発行 ○納税・課税・非課税証明書の発行 ※上記の証明書のみとなります。また、住民票の写しは本人または本人と同一世帯の方、税関係証明書の請求は、本人または本人と同一世帯の親族の方、戸籍の証明の請求は、本人、戸籍記載者、父母や祖父母、子や孫など直系親族の方のみとなります。 ※水曜延長窓口及び日曜窓口、臨時窓口では他自治体の住民票の写し及び戸籍証明書の発行ができません。 ※江東区にある戸籍で直系確認ができない場合、直系確認できる戸籍をご持参いただく必要がございます。	○	○	○
医療保険課保険給付係 03-3647-3168 本庁舎 2階6番	【国民健康保険・後期高齢者医療】 ○療養費、高額療養費等の申請 ○出産育児一時金・葬祭費の申請 ※ただし、後期高齢者医療は日曜窓口を実施しません。	○	○	×
医療保険課資格賦課係 03-3647-3167 03-3647-8520 本庁舎 2階7番	【国民健康保険・後期高齢者医療】 ○加入・脱退等の届出、資格情報のお知らせ・資格確認書の交付 ○保険料の計算 ※ただし、後期高齢者医療は日曜窓口を実施しません。	○	○	×
医療保険課保険料係 03-3647-3169 医療保険課滞納整理係 03-3647-9278 本庁舎 2階8番	【国民健康保険・後期高齢者医療】 ○保険料の支払い及び納付相談 ○納付証明書の発行	○	○	×
マイナンバーカード交付窓口 03-3647-3162 本庁舎 2階10番	○マイナンバーカードの申請 ○マイナンバーカードの交付(予約制) ※マイナンバーカードの交付については、土曜臨時窓口(予約制)の開設もございます。 詳細は https://www.city.koto.lg.jp/060301/doyoukaityou.html を参照ください。	○	○	○
区民課年金係 03-3647-1131 防災センター 2階20番	○国民年金加入手続き ○国民年金保険料の免除申請 ○国民年金の請求	○	×	×
保育支援課保育サービス係 03-3647-4934 本庁舎 3階12番	○保育園の入園相談・申請 ○保育料の支払い	○	×	×
こども家庭支援課給付係 03-3647-4754 本庁舎 3階14番	○児童に関する各種手当(児童手当等)の申請 ○医療費助成(子ども医療費助成・ひとり親家庭等医療費助成)の申請	○	○	○

【開庁時間】●毎週水曜(年末年始および祝日除く):午後7時まで
●毎月原則第2日曜:午前9時から午後4時まで
●臨時窓口:午前9時から午後4時まで
※日程は別途ホームページでご確認ください。